

那覇市役所本庁舎自動販売機設置場所賃貸借公募について

那覇市では、市役所本庁舎内に清涼飲料自動販売機（以下「自販機」という。）を設置する事業者を公募します。

公募は、市有施設における自動販売機設置事業者の選定に係る基本方針（平成 23 年 12 月 6 日市長決裁）に基づき、自販機設置場所（行政財産）を制限付一般競争入札により貸し付けを行います。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

- (1) 件 名 那覇市役所本庁舎自動販売機設置場所賃貸借
(C、D グループ計 2 件の案件あり。)

(2) 賃貸借契約の内容

自販機を設置する場所は、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項に基づき行政財産を貸し付けるものです。詳細については、那覇市役所本庁舎自動販売機設置場所賃貸借公募要領（以下、「公募要領」という。）のとおり。

(3) 設置場所

那覇市泉崎一丁目 1 番 1 号

(3、10、12 階を除く 1 階から 12 階までの設置場所 9 箇所)

(4) 賃貸借期間

令和 7 年(2025 年) 8 月 12 日～令和 9 年(2027 年)12 月 28 日

※契約開始日について、公募要領 7 も参照すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 沖縄県内に本社や事業所、営業所を有すること。
- (2) 法人で地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (3) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 沖縄県内にある事業所、営業所の市町村税を滞納していないこと。
- (5) 過去 5 年以上、自販機設置維持管理の実績があること。
- (6) 自販機設置に関する契約又は使用許可において、過去に義務の不履行又は使用許可違反がなかったこと。

- (7) 公募要領に定める条件及び法令等を遵守し、「設置事業者（賃借人）自らが貸付物件を自販機及び空容器回収箱設置の場所として、賃貸借期間中継続して運営する事業」（以下「自販機事業」という。）を行う資力、能力等を有すること。
- (8) 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び那覇市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (9) 令和6年4月1日時点で本市の管理施設において自動販売機設置場所賃貸借契約を締結していた場合は、同日以降、賃借人の責めに帰すべき事由で契約の解除を行ったことがないこと。

3 契約条項を示す場所

那覇市ホームページ内

4 入札実施要領の交付に関する事項

- (1) 配布期間 令和7年5月1日（木）～令和7年5月16日（金）
- (2) 配布方法 那覇市ホームページからダウンロード

5 申請方法

- (1) 申込受付期間：
令和7年5月1日（木）～令和7年5月16日（金）
午後5時15分まで（正午～午後1時を除く）
（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）
- (2) 受付場所：那覇市総務部管財課
※窓口でのみ受付します。（郵送等による受付不可）
※書類に不備がある場合、受付期間外は受付を行いません。
- (3) 必要書類：本公告「6 申込様式及び添付書類」を参照すること。

6 申込様式及び添付書類

- (1) 申込様式
 - ① 公募申込書（第1号様式）
※公募申込書に押印する印鑑については、使用印鑑届（第3号様式）に押印した印鑑を押印すること。
※公募申込書には、必ず応募参加する入札種類に○を付けること。
 - ② 誓約書（第2号様式）

③ 使用印鑑届（第3号様式）

※法人の場合は、①実印 か ②実印以外の代表者印

※個人の場合は、事業所名入代表者印又は事業所印と個人印（実印又は認印）を組み合わせたもののいずれかを使用すること。

(2) 添付書類

① 法人にあつては登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、

個人にあつては身分証明書（市町村発行）及び登記されていないことの証明書（法務局発行）（※写し可）。

② 市町村税納税証明書（滞納のない証明書）（※写し可）

※法人の場合は、契約締結先となる事業所の所在地のものを提出してください。個人の場合は代表者個人の住所地のものを提出してください。

本市市民税課へ納税証明書の発行申請をする場合は、「完納証明書（税額表示なし）」で申請してください。

※ここでいう市町村税とは、市町村から賦課される全ての税のことです。市町村民税だけでなく、固定資産税、軽自動車税、その他の市町村で賦課される全ての税について滞納のないことを証明する書類が必要です。

③ 印鑑証明書（※原本）

※法人の場合は法務局、個人の場合は市町村が発行する証明書。

④ 定款 ※最新のもの。法人の場合のみ。

⑤ 自販機運営実績報告書

※5年以上の設置運営の実績のある自販機の設置台数、設置場所、契約期間及び設置状況（継続中、契約期間満了、途中解約の場合は解約理由を記すこと）について任意の様式で作成し提出すること。

※5年以上の設置運営の実績のある自販機の設置台数が10件以上ある場合は10件までとする。

⑥ 災害救助ベンダー対応の自販機機器の機能説明書又は機器仕様書

※上記①、②、③については、受付日より3か月以内に発行されたものに限る。

7 質問の方法及び回答

(1) 質問書（第4号様式）に質問内容を記載し、管財課宛てメールまたはFAXにて提出すること。メールまたはFAX送信後、届いているか確認の電話を必ずすること。

(2) 質問受付期間及び時間：令和7年5月1日（木）～令和7年5月9日（金）午後5時15分まで

(3) 質問に対する回答：令和7年5月14日（水）

※回答はホームページに掲載します。

8 入札参加資格認定通知書の送付日

申請受付終了後、令和7年5月21日（水）までに送付予定

※メールにて通知後、原本を郵送いたします。なお、入札参加資格が認められない場合、この入札には参加できません。

9 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければ入札に参加できません。ただし、那覇市契約規則第8条第1項第1号に基づき、保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結する場合は免除とします。

(2) 入札保証金納付申請書（第7号様式）提出期間：

令和7年5月22日（木）～令和7年5月28日（水）

午後5時15分まで（正午～午後1時を除く）

（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）

※管財課窓口にて納付書を発行しますので、入札保証金納付申請書（第7号様式）を添えて、上記期間内に管財課窓口までご来課下さい。

(3) 入札保証金納付期間：令和7年5月22日（木）～令和7年5月28日（水）

※金融機関窓口で納付となります。

10 入札の日時及び場所

(1) 日 時：令和7年5月29日（木）

受付開始：午前10時00分

入札開始：午前10時10分

(2) 場 所：那覇市役所本庁舎 5階501会議室

※駐車場は有料です。

11 入札時に持参するもの

公募要領「4 入札時に持参するもの」を参照すること。

12 入札心得

(1) 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。

(2) 入札書は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。

(3) 入札金額は、年額（1年分）の金額を記入すること。

- (4) 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、使用印鑑届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。
- (5) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (6) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせるものとする。
- (7) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (8) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。
- (9) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (10) 入札に際しては、地方自治法、地方自治法施行令及び那覇市契約規則を遵守すること。
- (11) 入札執行回数は、3回までとする。

13 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印（代表者印は印鑑証明書の印または使用印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札

- (14) 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されない入札、またはその額が所定の額に達していない入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

14 落札者の決定方法

- (1) 本件入札は、年額（1 年分）を記載するものとし、各入札案件の最低貸付賃料以上の最高入札価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき価格で同額の入札を行なった入札参加者が 2 名以上いる場合は、くじにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせます。
- (3) その他入札の方法等については公募要領「3 入札及び開札の執行方法について」を参照すること。

15 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穏の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

16 契約金額について

- (1) 契約金額は、落札額（1 年分）をもとに算出した賃貸借期間（約 2 年 4 ヶ月間）分の額とします。
- (2) 賃貸借期間のうち初年度と最終年度（令和 7 年度と令和 9 年度）については日割計算とし、算出した額に 1 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとします。

17 契約保証金に関する事項

賃借人は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければなりません。

- (1) 契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は賃貸人が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (5) その他契約保証金の詳細については、公募要領の別紙2（契約書案）第2条を参照すること。

18 その他

- (1) 入札参加者は、那覇市ホームページを確認し、窓口で配布する公募要領を熟読し、これを遵守すること。
- (2) 今回実施する入札については、入札説明会を開催しないこととする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札について不利益を被ることはない。
- (5) 申込後、入札への参加を希望しない場合には、入札辞退届（第9号様式）を郵送又は持参により提出すること。

【お問い合わせ先】

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号（本庁舎5階）

那覇市 総務部 管財課 庁舎管理G（担当：安里）

TEL:098-862-9904 FAX:098-862-9352

E-mail: S-KANZAI001@city.naha.lg.jp